

装技計第34号

27.10.1

一部改正 装技計第2767号

令和元年6月24日

一部改正 装官総第4804号

令和3年3月31日

防 衛 技 監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長 殿

防衛装備庁長官

(公印省略)

防衛装備庁における火薬類の取扱いについて（通達）

標記について、火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）第49条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁における火薬類の取扱いについて

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 製造（第3条－第9条）
- 第3章 貯蔵（第10条－第19条）
- 第4章 運搬（第20条・第21条）
- 第5章 消費等（第22条－第24条）
- 第6章 廃棄等（第25条）
- 第7章 保安（第26条・第27条）
- 第8章 譲受け（第28条・第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この通達は、防衛装備庁の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）をいう。
- (2) 訓令 火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）をいう。
- (3) 研究所等 研究所及び試験場をいう。
- (4) 不発弾等 不発弾、不発射弾その他不発化学火工品をいう。
- (5) 不発弾等の処理 試験中に生じた、不発弾等の搜索、発掘、回収、移動、評価及び処分等一連の作業をいう。

第2章 製造

（製造の承認申請等）

第3条 研究所等の長は、経済産業大臣の承認を必要とする火薬類の製造（変形又は修理を含む。以下同じ。）又は製造施設の構造等の変更を行う必要があるときは、

別表第1又は別表第2に掲げる様式の書類を添付して、防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に上申しなければならない。

- 2 研究所等の長は、経済産業大臣の承認を必要としない火薬類の製造又は製造施設の構造等の変更を行う必要があるときは、別表第3に掲げる様式により長官の承認を受けなければならない。
- 3 研究所等の長は、第1項の上申又は前項の承認の申請を行うときは、あらかじめ長官官房会計官に通知するものとする。
- 4 長官官房会計官は、前項の通知を受けた場合において、当該製造施設の設置工事又は変更工事の設計施工を地方防衛局長又は地方防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が直接行うこととされているときは、地方防衛局長等と技術的に調整するものとする。

（製造施設の完成報告）

第4条 長官官房会計官は、製造施設の設置工事又は変更工事が完了したときは、その旨を長官に報告しなければならない。

（製造の廃止）

第5条 研究所等の長は、火薬類の製造を行わなくなつたときは、速やかにその旨を長官に報告しなければならない。

（製造施設の定期自主検査）

第6条 研究所等の長は、製造施設の定期自主検査を毎年3月末及び9月末に実施し、その結果及び実施した処置について、検査終了後30日以内に長官に報告しなければならない。

（保安検査等の報告）

第7条 研究所等の長は、経済産業大臣が実施する保安検査又は防衛大臣が実施する特別検査を受検したときは、受検終了後30日以内に前条に準じて長官に報告しなければならない。

（火薬類製造保安責任者等の上申）

- 第8条 研究所等の長は、規則第68条及び第70条に規定する資格を有する者の中から火薬類製造保安責任者及びその代理者並びに火薬類製造副保安責任者（以下「火薬類製造保安責任者等」という。）の適任者を長官に上申しなければならない。
- 2 研究所等の長は、火薬類製造保安責任者等を解任する必要があると認めるときは、その旨を長官に上申しなければならない。

(危害予防規程)

第9条 研究所等の長は、危害予防規程の作成に必要な資料を規則第6条の規定に基づき作成し、長官に上申しなければならない。これを変更するときも同様とする。

第3章 貯蔵

(火薬庫の設置申請)

第10条 研究所等の長は、火薬庫を設置する必要があるときは、別表第4に掲げる様式の書類を添付して、長官に上申しなければならない。

2 研究所等の長は、前項の上申を行うときは、あらかじめ長官官房会計官に通知するものとする。

3 長官官房会計官は、前項の通知を受けたときは、地方防衛局長等と技術的に調整するものとする。

(火薬庫の構造及び貯蔵火薬類等の変更申請)

第11条 研究所等の長は、訓令第12条に係る変更を行う必要があるとき又は訓令第14条に係る変更の届出を行う必要があるときは、別表第5又は別表第6に掲げる様式の書類を添付して、長官に上申しなければならない。

(火薬庫検査官)

第12条 火薬庫検査官は、技術戦略部技術計画官とする。

(検査官の補助者)

第13条 長官は、火薬庫検査のため火薬類について必要な識能を有する者を補助者に選任し、火薬庫検査官の補助をさせるものとする。

(火薬庫の完成検査)

第14条 貯蔵責任者（火薬庫を管理する研究所等の長をいう。以下同じ。）は、火薬庫の設置工事又は構造等の変更工事が完了したときは、速やかに長官に報告するとともに火薬庫検査官にその旨を通知するものとする。

2 火薬庫検査官は、前項の通知を受けたときは、火薬庫の構造等について技術上の基準に適合するか否かの検査を行うものとする。

3 火薬庫検査官は、前項の検査が技術上の基準に適合すると認めたときは、訓令別記様式第1の火薬庫検査証に所要事項を記載の上、長官に報告しなければならない。

(火薬庫の用途廃止)

第15条 研究所等の長は、火薬庫の用途を廃止したときは、用途廃止年月日及び理由を記載の上、長官に報告しなければならない。

(火薬庫の検査・点検及び報告)

第16条 火薬庫検査官は、火薬庫の保安検査を毎年3月末に実施し、その結果について、検査終了後30日以内に長官に報告しなければならない。

2 貯蔵責任者は、規則第67条の9の規定に準じ、火薬庫の定期自主検査を各四半期末に実施し、その結果について、検査終了後30日以内に長官に報告しなければならない。

3 貯蔵責任者は、火薬庫に貯蔵している火薬類の保管状況を毎週1回点検し、その結果について各四半期ごとにとりまとめ、四半期終了後30日以内に長官に報告しなければならない。

(火薬庫保安係員)

第17条 貯蔵責任者は、訓令第21条第1号に掲げる者のほか、次の各号に掲げる者の中から火薬庫保安係員を選任するものとする。

- (1) 長官が別に定める講習を終了した者
- (2) 火薬類の取扱いに関する達(昭和55年陸上自衛隊達第95-4号)第19条に規定する者
- (3) 海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達(昭和57年海上自衛隊達第13号)第19条に規定する者
- (4) 火薬類の取扱いに関する達(昭和56年航空自衛隊達第41号)第11条に規定する者

(火薬庫保安業務)

第18条 火薬庫保安係員は、訓令に定めるもののほか、次の各号に掲げる保安業務を行うものとする。

- (1) 火薬庫及び火薬庫に貯蔵している火薬類の保安及び維持に関する貯蔵責任者の補佐
- (2) 訓令第40条に規定する「危険区域」への立入者の指導監督
- (3) 訓令第40条に規定する「危険区域」における異常発生時の応急措置の実施及び指導

(火薬庫等の火災標識)

第19条 貯蔵責任者は、別冊第1に示す火災標識設置基準に基づき、火災標識を設

置しなければならない。

第4章 運搬

(自動車等による運搬)

第20条 自動車等による運搬に伴う火薬類の運搬証明書発行権者は、長官官房装備官及び研究所等の長とする。

2 長官官房装備官及び研究所等の長は、運搬する火薬類の種類、量及び通過地域の状況によつて必要と認められる場合は、最寄りの警察署に所要事項を通報するものとする。

3 火薬類積載方法等の技術上の基準は、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）によるほか、次によるものとする。

(1) 火薬類の積載に当たっては、転落、転倒等を防止するため、積荷の安定及び荷重の均等化を図るとともに、輸送車両の側板から外装木箱等が一個の高さの3分の1以上はみ出さないようにする。

(2) 長官官房装備官及び研究所等の長は、火薬類を積載して市街地を通過するときは、先導車を付けるか、又はこれに代わるべき警戒の措置を講ずる。

(部外委託による運搬)

第21条 長官官房装備官及び研究所等の長は、火薬類の運搬を自衛隊以外の者に委託するときは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条の規定により都道府県公安委員会に届出を行い、届出を証明する文書の交付を受けなければならない。

2 長官官房装備官及び研究所等の長は、前項の届出を行う場合において、運搬を委託する相手方に火薬類の運搬について、長官官房装備官及び研究所等の長の代理人である旨の証明書を発行し、その手続きを代行させることができる。

第5章 消費等

(消費に係る安全措置)

第22条 研究所等における技術的調査研究、試験等のための火薬類の消費に係る安全上の措置は、防衛装備庁の職員の安全管理に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第4号）によるほか、別に定めるところによる。

(準備作業)

第23条 研究所等における技術的調査研究、試験等のための火薬類の消費に伴う準

備作業は、試験細部計画（防衛装備庁の装備品等の研究開発の実施に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第16号）第22条第2項に規定する試験細部計画をいう。以下同じ。）その他研究所等の長が定めるところにより行うものとする。

（消費前の異常火薬類の処置）

第24条 消費前の点検で火薬類に異常が認められたときは、試験細部計画その他研究所等の長が定めるところにより、措置をとるものとする。

第6章 廃棄等

（不発弾等の処理）

第25条 不発弾等の処理については、別冊第2に示す防衛装備庁不発弾等処理要領によるものとする。

第7章 保安

（危険区域の設定）

第26条 研究所等の長は、訓令第40条に規定する「危険区域」を設定し、明示するものとする。

（保安教育）

第27条 保安教育の実施基準は、規則第67条の4及び第67条の6の規定を準用する。

第8章 譲受け

（譲受けの手続）

第28条 訓令第45条第1項に規定する指定部隊等の長は、長官官房装備官及び研究所等の長とする。

2 火薬庫を保有していない長官官房装備官及び研究所等の長が火薬類を譲り受ける場合は、事前に保管依頼を予定する研究所等の長とあらかじめ所要の調整を済ませておくものとする。

（対象とする火薬類）

第29条 長官官房装備官及び研究所等の長が譲り受けることのできる火薬類の種類は、所掌の業務を遂行するため必要な火薬類とする。

- 2 長官官房装備官及び研究所等の長は、前項の条件以外に火薬類を譲り受ける必要がある場合には、別表第7に掲げる様式により長官の承認を受けなければならない。
- 3 長官官房装備官及び研究所等の長が火薬類を譲り受けたときは、各四半期末に長官に報告しなければならない。

別表第 1

火 薬 類 製 造 承 認 申 請 書

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所所在地(電話)	
(代表者)住所氏名	

- 別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 保安教育計画予定書

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表第2

火 薬 類 製 造 施 設 等 変 更 承 認 申 請 書

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所所在地(電話)	
(代表者)住所氏名	
変 更 の 種 類	

別紙添付書類 変更内容明細書

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第3

火 薬 類 製 造 の 承 認 申 請 書

火薬類の製造を行う研究室等及び代表者の氏名 (電話)	
計 画 の 概 要	

別紙添付書類 危害予防計画書

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第 4

防衛装備庁〇〇〇〇火薬庫設置等承認申請書

1 火薬庫の名称

2 所在地

3 火薬庫の番号、種類、棟数及び面積

火薬庫番号	種 類	棟 数	面 積	備 考
			m ²	

4 貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量

火薬庫番号	種 類	最大貯蔵量	備 考
		トン	爆薬換算量

5 設置、移転又は変更の別

6 保安距離

(1) 隊外物件

火薬庫 番 号	最大貯蔵量 爆薬換算量	種類 区分	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
			〇〇〇〇	××××	△△	□□
	トン	所要距離	m	m	m	m
		実距離	m	m	m	m

注：(所要距離の適用条項を記載)

(2) 隊内物件

火薬庫 番 号	最大貯蔵量 爆薬換算量	種類	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
		区分			△△	□□
	トン	所要距離			m	m
		実距離			m	m

注：(所要距離の適用条項を記載)

7 近接火薬庫の承認、未承認の別

火薬庫 番 号	火薬庫の 種 類	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量)	既設置承認番号
			トン	

8 警戒

9 その他

- (1) 火薬庫設置等の技術上の基準
- (2) 設置位置及び構造等
- (3) 特則承認事項の有無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第5

火 薬 庫 設 置 承 認 事 項 変 更 申 請 書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する事項

(1)火薬庫〇〇構造の改修

名 称	火薬庫の型式	火 薬 庫 番 号	構 造 の 変 更	
			変更前	変更後

- 4 設置、移転又は変更の別
 - (1) 〇〇構造の変更
 - (2) 理由

5 その他

- (1) 位置等
- (2) 貯蔵量等(参考)

名 称	型 式	火薬庫番号	面積(m ²)	貯蔵火薬類の種類	貯蔵火(爆)薬量(t)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第6

火 薬 庫 設 置 承 認 事 項 変 更 申 請 書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する事項

型 式	火薬庫 番 号	区 分	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	面 積 (㎡)
		旧			
		新			

4 保安物件

型 式	火薬庫 番 号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	種 類	第 種	第 種	第 種
			区分	ま で (m)	ま で (m)	ま で (m)
			所要距離			
			実 距 離			

5 設置、移転又は変更の別

6 近接火薬庫の承認、未承認の別

7 火薬庫の位置図等

付図第1 位置図

付図第2 保安距離要図

8 その他

既設置申請書記載事項のとおり。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表第7

火 薬 類 譲 受 け 承 認 申 請 書

研究所等及び長の氏名		
火薬類の種類、数量	品 名	数 量
譲受の目的		
譲り受ける火薬類の所在地		
譲り受ける期間		
譲受の相手方		
譲受の必要性		
安全管理事項		
備 考		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別冊第 1

火災標識設置基準（第 19 条関連）

（火災標識の設置）

第 1 条 貯蔵責任者は、管理する火薬庫ごとに火災標識を設置しなければならない。

（貯蔵責任者の責任）

第 2 条 貯蔵責任者は、火災標識の種類、危険度及び消火の要領等に関し、全職員を教育し徹底させなければならない。

（火災標識の種類及び危険度）

第 3 条 火災標識の種類は、貯蔵する火薬類の種類によって、第 1 群、第 2 群、第 3 群及び第 4 群に区分する。

2 各火災標識の示す火災時の危険度は、第 1 群が最も危険度が高く、以下第 2 群、第 3 群、第 4 群と危険度は減少する。

3 各火災標識の様式、該当弾薬及び消火要領は、別表のとおりとする。

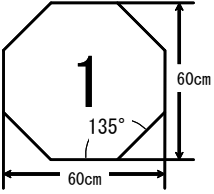
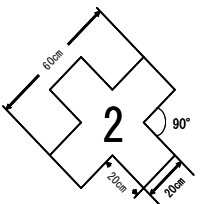
（火災標識の設置基準）

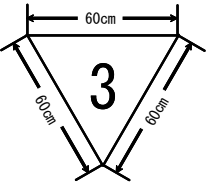
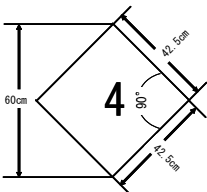
第 4 条 同一火薬庫内に各火災標識の種類に応ずる火薬類を混ぜて貯蔵する場合においては、最も危険度の高い火災標識を設置するものとする。

2 火工場については、取扱う火薬類の種類に応じて該当する標識をその都度設置するものとする。

3 火災標識は、火薬庫ごと土塁上又は入口等の進入路から見やすい場所に設置するものとする。

別表 火災標識の種類、様式、該当弾薬等、火災時の危険度及び消火要領等

種類	様式	該当弾薬等	火災時の危険度	消火要領等
第1群		<p>りゅう弾、成形炸薬弾、地雷、水雷、爆弾、誘導弾及びこれらの類似品（試作品を含む。）</p>	<p>大爆発性（瞬時に爆発し、爆風と破片を伴う。）</p>	<p>1 この標識の火薬庫の火災は、次の場合以外消火活動をしてはならない。</p> <p>(1) 火が実際に弾薬に届かず、十分消火の見込みがある場合</p> <p>(2) 爆発が完全に終わり、残火の処置について貯蔵責任者の命令がある場合</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 退避等の警報を発し、可能な限り消防隊等に火災の種類、内容を伝える。</p> <p>(2) 爆薬等が爆発している場合には、600m以内には、近づいてはならない。また、消防車等は、防護可能な位置に配置する。</p> <p>(3) 火災発生時、消火の見込みのある場合で、有効なしやへい物が消火可能な位置にある場合及び爆発が完全に終了し、残火処理をする場合等で貯蔵責任者の許可があつた場合には、所要の処置を講じて延焼防止をしてもよい。ただし、安全に疑義のある場合には、消火活動をしてはならない。</p>
第2群		<p>徹甲弾、演習弾、伝爆薬筒付信管及びこれらの類似品（試作品）</p>	<p>小爆発性—破片生成（断続的な爆発形態を呈</p>	<p>第1群と同じ。</p>

		を含む。)	す。)	
第 3 群		発射薬、 導爆線、ロ ケットモー タ、各種ロ ケット演習 弾、 照明弾及び これらの類 似品（試作 品を含む。）	大火災 （高熱と 小爆発に 伴う破片 を生ず る。）	<p>1 火災の初期で消火の見込みのある場合は、積極的に消火活動を実施する。消火の見込みのない場合には、他の施設への延焼防止に努める。</p> <p>2 消火活動に当たっては、高熱に対する消防隊員の防護措置を講ずるとともに防盾、鉄帽、面覆い等を用いる。</p> <p>3 消防隊員は、煙及びガスに注意する。</p> <p>4 四塩化炭素及び炭酸ガスの消火器は使用しない。</p>
第 4 群		小火器弾 薬、導火 線、信管 （伝爆薬筒 なし。）、雷 管、撃発火 管及びこれ らの類似品 （試作品を 含む。）	緩火災 —非爆風 性 （小爆発 により破 片が150 m程度飛 散する。）	<p>消防隊員は、軽破片を防ぐため可搬式防護盾等を用い鎮火するまで消火に努める。</p> <p>退避距離は、200m以上とする。</p>
備 考	<p>標識板はだいたい色地、文字は黒書とする。</p> <p>文字の大きさは縦約25cm、太さ約5cmとし、字体は様式に示すとおりとする。</p>			

別冊第2

防衛装備庁不発弾等処理要領（第25条関連）

（処理の心得）

第1条 防衛装備庁の行う火薬類の製造又は消費の際に発生した不発弾等の処理は、常に安全第一を心得として実施しなければならない。

（不発弾等の処理）

第2条 試験隊長は、不発弾等の処理の必要が生じた場合は、研究所等の長に報告するとともに試験細部計画に従ってすみやかにこれを処理するものとする。

2 不発弾等の処理作業は、第4項の場合を除き、試験隊長の直接監督の下に実施しなければならない。

3 試験隊長は、いかなる場合においても処理を急いで安全を犠牲にするようなことをしてはならない。

4 研究所等の長は、自隊で不発弾等の処理ができないと判断した場合は、順序を経て陸上幕僚長等に協力を依頼するものとする。

（処理計画）

第3条 研究所等の長は、火薬類を取扱う試験を実施する場合は、次の事項を含んだ不発弾等処理計画を作成し、試験細部計画の中に含めるものとする。

- (1) 処理の品目
- (2) 処理量(各品目ごとの数量、処理人員及び時間等)
- (3) 処理及び警戒の場所
- (4) 処理方法
- (5) 処理員及び警戒員の配置並びに危険区域の表示
- (6) 処理資器材及び爆破材料の指定
- (7) 危害予防及び安全のための必要な措置
- (8) 災害発生時の措置
- (9) 処理員の教育
- (10) その他特に処理に必要と思われる事項

2 研究所等の長は、必要に応じ、前項に定める不発弾等処理計画を修正するものとする。

（教育及び作業命令）

第4条 試験隊長は、処理計画に基づいて処理品目の構造機能、処理要領及び安全管理に関し教育を実施するとともに処理に当たっては、各人ごとに作業命令を出して作業の範囲を明確にしなければならない。

（処理の資格）

第5条 研究所等の長は、長官が別に定める不発弾等の処理に関する講習を終了した

者のほか、火薬類の取扱いに関する達（昭和55年陸上自衛隊達第95-4号）別冊第2第7条に掲げる者の中から不発弾等処理技能者を選任するものとする。

（禁止事項）

第6条 不発弾等には、前条の不発弾等処理技能者以外の者は触れてはならない。

2 不発弾等の処理（次条に定める搜索を除く。）は、2人以上の不発弾等処理技能者で実施するものとする。

3 処理は、原則として早朝、薄暮及び夜間を避けること。また、試験隊長が定める処理地域において走つてはならない。また、試験隊長が定める場所以外での火気の使用及び喫煙をしてはならない。

（搜索）

第7条 搜索（不発弾等発生地域の表示及び標識を含む。以下同じ。）にあつては、次の事項に留意し安全を図るものとする。

(1) 搜索は、不発弾等処理技能者の技術指導の下に最少限の人員をもつて実施するものとする。

(2) 試験隊長は、搜索員の間隔、前進速度を適切にし、次の事項に注意しなければならない。

ア 雨天、積雪時は、原則として実施しない。

イ 早朝、薄暮及び夜間は、なるべく避ける。

ウ 搜索予定地以外の地域への立入りをしない。

エ 凹地を飛び越したり、搜索地域を走つてはならない。

オ 搜索地域内の草木等の繁茂した場所等をけつたり、棒等をつついたりしない。

(3) 不発弾等の表示及び標識は、地域の表示及び標識にとどめ、発掘、移動等を行つてはならない。

（発掘又は移動）

第8条 不発弾等をやむを得ず発掘又は運搬するときは、第3条に定める不発弾等処理計画により、安全に留意して行うものとする。

（処分）

第9条 不発弾等の処分は、第3条に定める不発弾等処理計画により、安全に留意して行うものとする。

（記録等）

第10条 試験隊長は、不発弾等の処理を行つたときには、不発弾等処理作業記録（様式第1）に所要の事項を記録し、研究所等の長の確認を受けるものとする。

2 不発弾等の処理者の所属する研究所等の長は、不発弾等処理経歴表（様式

第2)に所要事項を記録し、当該処理者の処理経歴を明らかにするものとする。

3 不発弾等処理作業記録及び不発弾等処理経歴表は、研究所等の長が保管するものとする。

様式第 1

不 発 弾 等 処 理 作 業 記 録

試験実施研究所 等及び試験隊長	
試 験 件 名	
試験年月日及び 実施場所	
不発弾等処理技 能者及び処理従 事者	
処理資器材及び 数量	
処理実施日時	
作業内容、その 他参考事項	
研究所等の長の 確認	研究所等の長の氏名 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2

不 発 弾 等 処 理 経 歴 表

研究所等及び部課名 氏 名

処理年月日	処 理 場 所	不発弾等の種類、数量 (処理法)	所属研究所等 の長認証印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。